

入間市告示第107号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1又は同表備考2の規定により、同表備考1各号に掲げる区域又は同表備考2の昼間及び夜間の時間として次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

入間市長 木下 博

- 1 第一種区域及び第二種区域は、それぞれ平成24年入間市告示第106号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準）の表の備考1に定める第一種区域及び第二種区域とする。
- 2 昼間及び夜間の時間は、平成24年入間市告示第106号の表に定める昼間及び夜間の時間とする。